

# 平成21年度 第4回南丹市行政評価推進委員会

## 議 事 録

日 時：平成21年9月14日（月） 午後2時～午後5時20分

場 所：南丹市役所2号庁舎3階 301会議室

出席者：南丹市行政評価推進委員会

四方宏治委員長、窪田好男委員、谷口和久委員、宮本美恵子委員、村上幸隆委員

### 事業担当者

西村市民部長、永塚福祉部長、東野教育次長、上原企画管理部長、伊藤市民課長、森本課長補佐、今西課長補佐、勝山高齢福祉課長、井上係長、藤阪子育て支援課長、岸本社会教育課長、中川八木支所健康福祉課長、吉田日吉支所健康福祉課長、市原企画推進課長、犬石課長補佐、梶本総務課長、八田人事秘書課長、塩貝情報推進課長

### 事務局

大野総合政策担当部長、吉田室長補佐、野々口主任

### 1. 事務連絡（事務局より）

それでは、ただいまより第4回南丹市行政評価推進委員会を開催させていただきます。

本日の施策評価につきましては、第4章第1節「ともに生きるまちづくりを進める」、第1章第3節の「生涯にわたって学び、活かす機会をつくる」、第4章第6節の「行財政改革を推進する」の3つの施策につきまして、それぞれ委員の皆様のご意見を頂戴したいというふうに考えております。

なお、本日は出席の職員が多くなっております関係で、それぞれの施策ごとに職員が入れ替わり、ご説明等をさせていただきたいと思っております。最初の項目につきまして、本日出席をさせていただきます職員のご自己紹介をさせていただきます。

#### 【事業担当職員自己紹介】

それでは、進行につきましては、委員長のほうでよろしく願いいたします。

### 2. はじめに（委員長より）

それでは、皆さん、こんにちは。委員の皆さん、たいへんお忙しいところ、第4回委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

ただ今、事務局のほうから説明がございましたように、今日の検討事項が多岐にわたっており、部課が分かれておるといことで、従来とやり方を変えまして、1時間ごとに区切っていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

それでは、事務局のほうから本日の配布資料につきまして、ご説明のほう、よろしく願いします。

事務局：【補足資料について説明】

### 3. 議 事

#### （1）施策評価について

#### ① 施策評価「第4章1 共に生きるまちづくりを進める」

委員長：それでは、早速ですが、本日の評価に入りたいと思っております。

先ほど説明がありましたように、本日は3施策ですが、第1番目は総合計画第4章第1節の「共に生きるまちづくりを進める」という施策について、評価を行いたいと思っております。

担当部局のほうから、施策の概要について、説明をお願いします。

**部局長：**【 施策の概要（現状報告等を含む）について説明 】

**委員長：**ただいま、担当部局のほうから説明がございました。

委員の皆さん、ご質問なり、ご意見、よろしく申し上げます。なお、評価方法につきましては、前回同様に考えておりますので、よろしく申し上げます。

**委員：**確認をさせていただきたいのですが、地域センターとかいろいろな館があるのですが、それは直営で運営されていて、指定管理ではないということですね。

**部局長：**はい、そうです。ただ、小規模館については、地元の部落問題を解決していくような地域の組織があり、そこに委託をさせていただいています。大型館4館については直営でやっています。

**委員：**当事者参加というか、センターを活用されている方々の運営的な組織は館ごとにありますか。

**部局長：**今、立ち上げる準備をしておりますのは、運営全体について、どういう観点から取り組んでいくのか、あるいは新しいアイデア、考え方を入れてそれぞれの施設の運営を改善していくということで、運営審議会の制度が今年予算化もされまして、関係の皆さん方との協議も終えまして、今、人選し、委嘱の準備を進めているところですが、運営審議の組織はあるのですが、直接館の担い手として今後を担っていただけるような組織は、まとまってはございません。

ただ、それぞれの地域の運動をする団体、解放同盟の支部長以下、地域の経済活動や女性、高齢者の問題をどうするのかということ、組織的にもご検討いただいていますし、日常的には積極的に関与していただいております。館の事業に取り組むときには組織挙げて応援を、お互いに協力しながら、館の運営をしているというのが実態でございます。

**委員：**施策評価表の書き方について、そんなにおかしいとも思わないのですが、理想的には人権が尊重され、差別を許さないまちづくりをしたいというのは、そのとおりだと思うのですが、実際に事業の内容を見たり、お話を伺っていると、そういう地域センターというものを軸にそこで講座を開き、交流を図りながら、対処していくというようなことが方針にあるようで、そのへんがちょっと分かりにくい書き方になっているのかなと思います。

人権が重要であって、差別をなくしていきたいということの手段として、地域センターの活動を通じてというのが、メインのようですが、その辺のつながりが評価表を見ただけでは分かりにくかったというのが感想です。

ですが、今年度から施策評価に関して、施策評価表と事業評価表、事業活動記録がありまして、特に事業活動記録が今回3つの施策同様に良くできていますので、それを拝見すると各事業でどのようなことをされているのか、よくわかってよかったように思います。

ただ、コミュニティセンターの関係で、参加人数が書いていないのがほとんどで、これは次回には改めていただけたらと思います。

例えば、どこのコミュニティセンターでも相談事業をされているということと、交流促進講座ということで編み物とか生け花とか書道の会をされているわけですが、何人の方が来られているのかということがどこも書いてありません。他方人権の講演会なんかでは、誰が講師で何人来たというのが書いてあります。人数は分かることだと思いますので、是非書いていただけたらと思います。

というようなことを、全体で見たら思います。細かく見たら、事業ごと、年度ごとに急に経費が変わっていることや、どこかで相談窓口を設けられたとか、利用者はどれくらいかとか書いてないので、伺いたいことはあるのですが、一番大きなところは、これだけの数の地域センターが必要であるということが、施策評価表でもどこでも、あまり積極的に書かれていない。何らかの必要性があるのだらうとは思いますが、これだけ要るのだということをもう少し追加でお話を伺いたいと思います。

また、生涯学習との関係もあると思いますが、一部やっていることがかぶってくる講座的なものもあると思いますので、そのあたりがどう整理されているのかということもあわせて伺いたいと思います。

**部局長：** それぞれのコミュニティセンターが何故必要かということは、ひとつは歴史的な経過がございます。

といいますのは、同対審答申が出まして、それぞれの地域でたいへん劣悪な環境の中では、一般地域には集会所などもあるのですが、多くの人たちが集まって話し合いするところありません。地域によっては風呂も十分がないので、入浴施設を持っていたところもございまして、あるいは食生活に課題があるということで、積極的に料理室を作って、料理講座をしながら、地域の生活改善を目指したところもございまして。

それから、コミュニティセンターだけではなく、併設して児童館がございまして、以前は学力の問題を解決していくために補修学級を取り組んでいくような、教育集会所を隣接設置しながら、総合的に地域の生活水準をいかに引き上げていくのかということで、当初の役割は説明しやすいというか、はっきりと課題が見えておりました。

それが、段々地域の道路とか住宅とかの目に見える環境が、飛躍的に、多くの国費なり予算を投入することによって、同和対策事業、地域改善事業が取り組まれる中で、物的な環境はどんどん良くなってきたというのは事実でございます。

その中でどうしても残されている課題というのが、自分たちの問題を自分たちで解決していく能力とか、あるいは近隣の人たちと共通した問題をともに解決する姿勢とか、あるいは子どもたちで言えば、進学したけれど落ちこぼれてしまうとか、就職しても戻ってきてしまうことなどです。仕事を辞めて地元に戻ってきて何をするのかといったときに、きっちりとした、生きていく力を身につけていただくとか、再就職の取組みをどうしていくのかということで、従来は解放運動なり、同対事業を進めていく、いろいろなことを取り組んでいく拠点になっていたところが、今度は時間をかけてでないといけない問題に取り組んでいく気長な相談活動を中心とした事業の拠点として、まだまだ必要ではないかと考えています。

いつまでも必要ではないですが、まだ必要であるということで、コミュニティセンターの中で最も大切にしているのが、相談活動です。そういった取組みを中心として、施設活動が必要であると考えています。

特に、職員の配置については、地域の実態をある程度分かっている人間でないとダメですし、広く社会的な活動にも参加して、いろいろな事業のつながりなども分かっている人が必要であるということで、それぞれの館には、そういった経験者を館長として配置しております。

相談活動の回数というか、何件あったかということが明確に出来ていないことは反省しなければならないのですが、例えば、地域の中で言えば、極端な例を言いますが、アルコール依存の方が酔っ払って包丁持ってきて、「仕事がない、どうしてくれるのか」というようなことを、コミュニティセンターに怒鳴り込んでこられたときに、「やっぱりそれはアカンで」ということで、その家庭へ行って、生活の実態を指導しながら、相談にのるということは、全人格的に全身で相手にぶつかっていくようなことですので、相談事業として1件ありましたというようにはカウントしにくいところがあります。

待っていたら相談に来てもらえるというのではなく、トラブルをいかに解決していくのかということが出来る、ある意味では生活を正していくような部分もありますし、まだまだ差別を受けたというような相談もあって、それをいかに相手も含めて解決していくというのは、対症的な取組みではなかなかできないですし、きっちり組織と相談をされたり、あるいはみんなで話し合いをしながら解決していくということは、時間がかかることで、それを何件ということでは、非常にカウントしにくい部分があります。

しかし、学級、講座などはカウントしていかなければならないということで、以後出来るだけ改めてまいりたいと思っています。

それから、事業の中身の必然性が見えないということでございましたけれども、確かに詩吟の必要性、カラオケの必要性が見えないという疑問であると思います。何をしようかということで、皆さん方に話し合っただき、講師を探しながら、手芸をしたり、カラオケしたりというカルチャーセンター的な事業を展開していますが、その中で地域の輪づくりとか問題解決の話し合いなどを行っていますので、カラオケするのが目的ではなくで、その中でいかに、地域の皆さん方、出てこない人は引っ張り出してきて、参加してもらって、その中で問題点を引っ張り出して、積極的に解決していく力をつけてほしいというところに事業のひとつの特徴が見られます。

**委員**： やっぱり、人数はほしいですね。いろいろ微妙なところはあるにしても、どれくらいの方が来られているのか、また、周辺地域との人数割りということになれば、より交流が図れたということになるのでしょうか、そこまではよいとしても各教室にどれくらい来られているかくらいは、効果推定のためにはほしいと思います。

**委員長**： 類似性の点はどうか。委員からお話のあったほかの施策との共同で出来るのがあってはならないかという意味かと思いますが。

**部局長**： 教育委員会と市民部との役割分担を説明したら答になるかと思いますが。

社会教育の活動の中で、いろいろな市民の方を組織化して学習に参加するというプロセスを絶えず持ちながら、活動をしていますので、そういった意味では一定の学習、講座を行いながら、役割を果たしていくということになります。

市民部のほうにつきましては、組織的というよりも大きな講演会を企画したり、街頭啓発を行ったりということで、不特定多数を相手にしながら事業を取り組んでいくということが役割だと思います。

ただ、お互いに気がついたことは補いながら取り組んでいこうということで、同じことを両方でやっているのではなくて、補いながらよろう、気がついたことは指摘しあいながら取り組むという活動のスタイルをとっています。

**委員**： 今の回答と関連するのですが、昨年度の事業に対する報告をいただいたわけですが、「共に生きるまちづくりを進める」という施策で多くの部課が参画されて1つの形をつくっておられることと思うのですが、横の課との連絡での不具合ですとか、組織自体をこんなふうに変えるほうがもっと効率があげるといようなお話はありませんか。

**部局長**： 人権啓発教育推進協議会に我々も入っていますし、各課長も委員として入っておりますし、事務局として、教育委員会も市民部も入っており、その中で市民の皆さんの意見も聞きながら事業を展開していこうということで、一緒に啓発部会とか研究部会に入りながら、市役所の中だけではなくて、会員の皆さんと一緒に話し合いながら、前回のこういう講演会はよかったからもう1度やろうとか、あれはちょっとまずかったからどうしようというように話し合いが出来る素地があります。

それから教育委員会が企画して取り組む講座などに市民部からも一緒に参加するとか、市民部の講演会に教育委員会からも参加して、成果についてはお互いに理解をしながら取り組んでいるというのが実際ですけれども、組織的には十分出来ていません。職員だけの合同会議を持つということはありません。そのあたりは今後改善していきたいと思っています。

**委員**： 今日お配りいただきました地図のほうで、交流センターとかコミュニティセンターとか老人センターとか、名称が違いますが、旧町からの引継ぎということかも分かりませんが、コミュニティセンターと交流センターは中身が違うものですか。

**部局長**： 旧園部地区の小規模館については文化センターといっていますが、大型館はコミュニティセ

ンターです。八木町については文化センターという名称です。それから興風については交流センターという名称です。

それぞれ名称のつけ方については、旧町時代にそれぞれのニュアンスを持ちながら取り組まれた内容で、コミュニティセンター的な役割を期待する名称であったり、地域の文化の拠点として取り組もうということで文化センターという名称、また興風の場合には混住地域でもございますし、ここで交流をしながらお互いに理解し合おうというような、若干のニュアンスの違いでつけられたものをそのまま継承しているというのが実態で、これからどうしていこうということについては、いずれ将来、こういうものが部落問題の解決に伴って、その役割を終えていくときが、いつか来るであろうということも思いますので、その時機を見はかりながら、あえて名称の統一などは考えていません。

**委員：** 老人会館とか老人センターがありますが、旧3町にはないのですね。

**部局長：** 例えば、東部文化センターとは別に、少し離れたところに老人憩いの家という小さな施設があります。結局、一体で建てたので児童館と老人憩いの家が一緒になっております。

児童館活動ということを取り上げていますので、施設の名称があがっていますがけれども、それぞれ老人憩いの家などは市で設置していますけれども、実質的に運営をいただいているということであえてここで、事業としては取り上げてはおりません。

**委員：** 園部女性の館は、美山の方も八木の方も利用できるものなのですか。

**部局長：** 旧園部町時代に婦人の皆さん方が集える場所をとということで、女性の活動の拠点として、造られたわけですが、どちらかという手芸などのカルチャーセンター的な意味合いが強くなってきています。

合併後、4町の誰でもが参加できるということで、まず取り組みましたが、園部以外の方も参加いただくということです。

現在は旧園部町以外の方も会員として、活動の拠点としてそこに入出入りされております。現在取り組んでおりますのは、男女共同参画カフェということで、男の人と女の人が同じくらいの人数が集まって、話し合いをしようということを女性の館でやるのですが、集会施設なり、男女共同参画の拠点にあるような役割が、今まで弱かった部分を変えていこうという取組みをしておりますのと、女性のネットワークでホームページを立ち上げておりますけれども、それを編集していくのに必要なPCをそこに新たに設置しました。

徐々に、カルチャーセンター、文化も大事ですけれどももう少し社会性を持たせたり、いろいろな人がもっともっと参加できる施設に変えていかなければならないという大きな課題はありますし、現在その方向で取り組んでいますけれども、まだまだ不十分だとは自覚しています。

**委員：** それぞれの事業評価表で所属長の総括評価が記入されていますが、幅広く活用されるようになったということから、もっと多くの方々に講座等に参加いただくためのPRが必要だということにまとめられている事業が多いのですが、もっと活動が盛会に出来たり、多く集まっていただくためにどのようなことを考えているのかということをお教えいただきたいと思います。

**部局長：** 女性の館をいかに市民に広く利用される施設に変えていくうえで、「既得権」のように思っている女性の利用者が多いことが問題です。

これは私たちの施設で、他の人は入れないというような閉鎖的な考えを持っている方もおおいので、今一番大事にしていますのは、その皆さん方に意識の変革をしてもらおうということです。

先般、「あなた方のやっていることはダメだとはいわないけれども、もっと違うことを取り組んでほしい。」と、懇談の場づくりを提起し、また、「あなた方自身が外へ出てください」ということで、特技を活かして、老人ホームへ自分たちのつくったものを持って行ってもらって、それを通じて交流を図り、外に目を向けてもらいました。旧城下町の空き家でテナントを出さ

れ、リフォーム作品を安く皆さんに分けるような取組みをされたらどうかと提案しています。現在の利用者自身の手での施設を開放してもらおうという思いを持っています。

外から変に強圧的に力を加えようとするとかたくなに拒否される恐れがありますので、そういうことを考えております。

それから、各地域の人権研修会なども広がりはまだ足りませんし、もっとたくさんの方にも参加してほしいということは、一方にはあるのですが、私どもの今の言い方は何人集めるとかではなくて、来てもらった人がいかに家へ帰って、また団体活動に帰っていいことを学んできたということで、たとえ5人でも10人でも、少なくともその人たちが周りの人たちを変えていくような力を少しずつ身につけてほしいということで、あまり人数にはこだわっていないのですが、役をする方が毎年交代しますので、不慣れなので、人の前であいさつをしたりするのが苦手だという方もありますので、そのあたりを如何にお手伝いしながら、それぞれの地域に入って取り組めたらよいと思います。

今、私の頭の中にあるのは職員が手分けをして地域分担制を敷くこと。例えば旧小学校単位でここを私が担当します。それぞれ地域の推進委員さんと日常的に親しくして、地域の人権学習開催の手助けをするという取組みが有効だろうと考え実現したいと思っています。

**委員**： 地域分担制のお話が出たので、それにまつわる布石なのかと思ったのですが、助言者体制というように書かれているのですが、それはどれくらいの人数でどういう体制でされていますか。

**担当者**： 助言者の体制につきましては、市役所の管理職を全員助言者として委嘱しておりますのと、学校の校長並びに教頭を助言者に委嘱をさせていただきますと、集落なりの研修会のときに来てほしいという要請があったときに出向きまして、研修のお手伝いをさせていただいているというのが、助言者の体制でございます。

**委員長**： まだまだご意見なりご質問があるかと思うのですが、時間が経ってきました。

幅の広い施策ですので、もう少し使ってもいいかとは思いますが、時間の関係もありますので、あと5分くらいで切りたいと思いますが、もしどうしてもということがありましたら、お聞かせください。

市民サイドからの自発的な、例えばNPOまで行かなくても、そういう動きとか、組織とかは特に出ていないですか。

**部局長**： この近くに小桜町という行政区がありますが、そこでは自主的に住民の有志の皆さんが研修組織を作って、継続的に集まっておられます。

具体的な内容までは把握できていませんが、自分たちの地域のいろいろな活動もよくしていくため、福祉活動とか、イベント活動においてみんながそれぞれの能力を発揮できるような場づくりに努めています。

地域づくりも大切であろうということで、むしろ人権学習から地域づくりのほうに向いていくのではないかとということで、これは極めて自発的な活動です。

それから、解放同盟の中でも自分たちだけで組織をしていたのではダメなので、自分たちの活動づくりも合わせてですが、NPO作りの勉強会をしておいでです。それは、具体的には高齢者の課題でありますとか、地域の安全の課題でありますとか、それらを解決していくことを通じて、人材を集めていこう、あるいは周辺の地域も巻き込んでいこうという意図があるようです。

そういうことのお手伝いを始めています。

**委員**： 人権啓発事業で、街頭啓発関係がすごく大きなイベントのようなのですが、事業評価表のほうで1,181千円であり、このうち154,500円がビデオ代だということですので、8月と12月の2回で100万ほど使っていることになりましたが、これはどういうことにお使い

になっているのですか。

それと、ビデオがここにも出てきて、その次の人権教育事業のほうでも48万円が出てきていますが、どうして2ヶ所に分かれるのですか。これが2つ目です。

それと高齢者の虐待防止も重要だと思うのですが、昨年度からケースワーカーによる相談体制を整えられたということで、件数ではないと思いますが、何件くらい1年間で相談があったのでしょうかということについて、お答えをお願いします。

**部局長**： 高齢者虐待の件ですが、予算が200万増えまして、ケースワーカーを一人設置したということで、20年度の実績ですが、虐待の対応件数としまして14件、継続しておりますのが、9件と新規が5件となっております。

相談の内訳ですが、社会福祉協議会からですとかケアマネージャー等々から、また介護等のいろいろなサービス事業の方、警察、医療機関などいろいろなところからの相談を受けまして、対応をさせていただいております。

内容は、身体的虐待が一番大きいのと、あとは介護放棄、ネグレクトの関係が多い状況となっております。

**部局長**： 人権啓発事業については、主に街頭、駅頭などで何百人、何千人という方に、啓発の月間に合わせて啓発物品を配っています。パンフレットとか、救急絆創膏や、濡れティッシュとか、いろいろなグッズを作成して配っていますので、金額も多額となります。年に2回くらいは出来るだけたくさんの方に、人権問題にアプローチしていただく動機付けをしていこうということで予算を使っているというのが現状です。

それから、教育委員会と市民部の両方でビデオを購入していますが、それぞれの立場でいろいろ研究しながら買っていきながら、いろいろな視点の教材が買えるのということで、あえて両方で予算を組んでいるということです。

**委員**： 街頭啓発のほうは、そういう内容でよくわかったのですが、事業活動記録のほうにそういうものを配っているということが分かるように書いていただけたらと思います。

**委員長**： まだまだご質問なり、意見があると思うのですが、時間の関係もございますので、ただ今から、評価作業に入りたいと思います。

方法は前回同様でございますので、いわゆるチェックポイントに照らしていただいて、それぞれ優・良・可・不可という4段階評価をお願いしたいと思います。

また、それに至ったご意見も含めてお願いしたいと思います。

**委員**： 今回の施策は、かなり地域ごとに違いますし、その状況を踏まえてどういうステップを踏んでいくかというようなことがあるので、ほかと比較してもっとこうだというようなことが言えないところですので、現状把握をしっかりとさせていただきたいということが1点です。

南丹市の中でもきっと違うと思うんですね。さっきみたいに地域づくりのほうへ進行していこうという地域もあれば、旧態どおりが居心地いいから、皆さんなんでもお世話してくださるから、解放同盟によりきりというところもあったり、いろいろあると思うのですが、そういう中で今後地域分担制も入れていこうとか、現状ですすでに助言者体制も頑張って研修され、つくっておられるという点については頑張っておられるということで、評価したいと思います。

ただ、将来の展望について、共有できているのかどうかということだと思います。恐らくは、人権活動から、今のところ人権啓発を基軸にして、そこからそれぞれの自治づくり、住民自治の体制づくりというところを狙っておられるのだと思うのですが、その辺のストーリーが見えにくいと思います。

何年という目標設定をして出来るものではないのですが、その辺の展望がもう少しわかりやすいほうがいいと思いました。

それと、住民側にするといろいろな役が降ってくるが、これは他所の地域で多いのですが、

もしかすると金太郎飴みたいに出てくる人はみんな一緒に、肩書だけ一人で6つも7つも持っているということが、起こりがちなのですが、その辺を注意していただいて、出来るだけいろいろな方が役につくような形にもっていくことで自治が進んでいくのかなと思っていますので、その辺を注意してチェックをしておいていただきたいという意味で、私の評価としては頑張っておられるということで「良」でいかがかなと思います。

**委員：** 私は「可」ということにしたいと思います。

もちろん、たいへん重要な問題でありますし、男女共同参画とか、高齢者の虐待の問題でありますとか次々新しい問題も出てくるのに、対処されているというのはよいことなのだろうと思います。

ただ、今回の資料をいろいろ拝見して、最初に申し上げましたけれども、多様な施設で、様々なプログラムを用意して、きめ細かくやっているというように捉えることもできるし、他方資料を見ただけでは、それが効率的、最適に配置されているのかが分からないというところがあって、外部評価委員としては、それが市民に対してわかりやすく示されているのかどうかというところを重視してもいいのかなということです。

繰り返しになりますが、中身としては、これからの課題としても、特に同和の関係でも周辺住民とのつながりを図っていくということ、そしてエンパワーメントしていくというのが大事だろうということで、そのためのプログラムをされているというのはいいのですが、それが毎年前進したのか、していないのかということが分かるような材料が、せめてこういうところでは提示されたいと思います。

すごく頑張っていますといわれたら、もはや信じるしかないという状況になっていますので、そのあたりが難しいながらも、もう少し工夫がないかなと思います。

あとは、たくさんある施設が今の時点ではまだ必要だということで、そうなのだろうと思うのですが、時間の経過とともに、うまく、最適に配置されていくということを是非お考えいただきたいということを考えております。

**委員：** いただいております資料と、本日いただいた資料だけでは、なかなか分かりにくいところが多くて、事業活動記録として添付いただいているものも中身をお聞きすれば分かるのでしようけれども、例えば文化教室をされているのが、市民課の担当であったり、健康福祉課であったりするが、市民感覚からすると何故課が分かれているのか分かりにくいです。

また、生け花をすることがあったり、手芸があったり、地域の特性だと思うのですが、そういう教室に何人くらい集まられて、どれくらい地域の交流に役立っているのかということが、予算的なものも含めて分かりかねるので、この資料だけでは判断できないと思います。

当然、旧町からの流れもありますし、新しい時代に対応する幅広いところをカバーされますので、部局がまたがっているのだと思うのですが、今後にわたって、どういう組織改革をされるほうが、今後の事業に対して、より効率なのかをお考えいただくほうが市民にとっても分かりやすいと思います。

たくさんのことをされていますので、次への希望を込めまして、「良」という判定にさせていただきます。

**委員：** 南丹市の考える目的は明確なのですが、それで対策をしなければ女性とか子ども、障害者、高齢者、在住外国人などいわゆる弱者といわれている人の公益というものが減っていくということだが、それが何故おきたのかということ、人権意識が低いから、浸透していないからという捉え方をされています。

人権意識が低いからというのであれば、啓発をすれば直るということになりますが、それだと今まで、それで直ったのかという捉え方が出ていません。

人権啓発ビデオなんて、はっきり言って役に立たない。本当に大事なものは、市役所でする話

かどうか分からないのですが、そういうときの救済だと思います。

それともうひとつ、これもちょっときつい言い方ですが、対策をしなければこういう弱者に対する暴力とかが増えるという部分が、現実には、女性であるとか、子ども、高齢者に対する虐待とか、障害者、施設の中での虐待とかがすごく増えているわけですね。性同一性障害とか。ものすごくマイノリティな人というのが増えているわけですね。

にもかかわらず歴史的経緯はあるかもしれないけれども、同和事業に偏りすぎている。

もうひとつ気になることは、女性の総合相談窓口が未設置になっている。女性の館というのがあるのであれば、例えばDVの駆込み寺みたいなことをやっているのかと思ったら、そうではなくて、単なるカルチャーセンターになっています。

総合して何が言いたいかというと、単に既得権を守ってきただけではないのですか。きついいいかたですが、事業評価表の総合評価でものすごく抽象的なことが書いてあって、将来が見えていません。

だから、その辺のところを、同和事業も大事だと思いますが、全体としてハンディキャップを負った人の対策としてのスキームが見えてこない、こういうことをして、どういう効果が出ているということが全体に見えてきません。

歴史的な流れがあるので、それはよくわかるのですが、評価としては「可」と思います。

**委員長：** 評価が「良」と評価された委員さんが2名、「可」の評価が2名ということで、評価が2つに分かれました。

私のほうでこれをどちらかに決めなければいけないわけですが、私も各委員さんの評価を聞いておまして、いろいろな施設が各地域に存在していますが、これらの活用の実績と今後の展開、特に指定管理者とか市民参加とかを含めまして、将来の方向性が見えてこないということがございます。

それから、もう1つは今後の幅広い施策に対する地域住民の評価、あるいは受け入れについては、どちらかという市民主体で、市はそれらを応援していく、市民が主人公ということになっていくと思うが、そういった面で市の方針にもあります市民との協働という部分が、この施策の具体的な計画の中に出てきたら、良いと思います。

いずれにしても、具体的に書きにくい施策なのかも知れませんが、事業を市民の評価を受けようと思うと、ある程度具体的な資料を出していかないと、市民の評価を得られないという部分があると思います。

やや具体性にかけるということで、「可」にさせていただきたいと思います。

たいへんな問題ですので、過去から頑張ってきたことはよくわかるのですが、歴史も重ねていますから、今後はもう少し違った展開を持っていただきたいということを含めまして、当委員会の評価としては「可」という評価にしたいと思います。

本日の、第1施策としての「共に生きるまちづくりを進める」という施策の施策評価は「可」ということにさせていただきたいと思います。

それでは、冒頭に言うておりましたように、2番目の施策は部局が変わりますので、5分間だけ休憩させていただきます。3時25分からということでお願いします。

【 休 憩 】

## ②施策評価「第1章3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる」

**委員長：** それでは、本日2番目の第1章第3節「生涯にわたって学び、活かす機会をつくる」という施策の評価につきましての作業を行いたいと思います。

まず、この施策につきましての概要等の説明をお願いします。

**事務局：** その前に、出席者で代わっている職員もおりますので、再度自己紹介をさせていただきます。

### 【事業担当職員自己紹介】

委員長： それでは、概要説明をお願いします。

部局長： 【 施策の概要（現状報告等を含む）について説明 】

委員長： ただいま担当部局のほうからの説明がございました。委員の皆さんからのご意見なり、ご質問を受けたいと思います。

委員： 外部から来たものということなので、事情がよくわからないところはあるのですが、率直に言って、合併をしたわけですね。合併したのに何も変わっていないということであれば、何のための合併したのかよくわからないということもあります。

先ほどの人権施策は分からないこともなかったのですが、こちらのほうになりますと体育施設として学校の施設をオープンしているのは構わないのですが、体育館ですとか、運動公園ですとか、プールとかが旧4町それぞれあるという状況で、かつ今の説明ではそういうところを舞台に、どちらかという旧4町の枠を超えて交流してほしいということがあるのなら、旧4町ごとに施設があるという趣旨がよくわかりませんので、一般的には統合していくべきじゃないかと率直に思います。

そうでないのならば、それでもやっていけるとか、こういう意義があるとかという説明が必要で、地理的に広域でもあることから、気楽に使える施設があったほうが良いという説明ではありましたが、率直に言っていくにも多すぎると印象は拭いがたいですね。

とはいえ、急にどこかを廃止して何かに転用できるのかとか、費用対効果はどうなのとか、いろいろ考えていく必要はあると思うのですが、少なくとも、そろそろそういうことを本格的に、長期的な展望で考えていくような体制なり、何なりは要るのではないかとことを思います。

図書館とかでも、全域に要るのでしょうか。例えば、広域とはいうものの前提として、分からないなりに、旧美山町とそれ以外の地域を考えたら、美山町から出てくるのは確かにたいへんでしょうけれど、それ以外のところでは、こういう施設は1つあれば十分なのではないでしょうかというのが、外部から見ているものの感覚です。

図書館なんかでも、1つと美山に分所が1つある、あるいは中央に1つとあとは巡回図書館とか配達すればいいのではないのでしょうかということを、将来的には思いますし、プールとか運動公園といったものも、利用数が明らかに多すぎるといふなら別ですけど、1つずつあったら十分ではないのでしょうかということを率直に思います。

来年からそうしましようという提案ではないのですが、少なくともずっとこのままというわけではないと思うのですが。そういった点についてはどう思っていますか。

部局長： 南丹市は緩やかな合併ということで、それぞれ総合支所方式で支所を残している中で、窓口のご不便をかけないという形で動いております。

そういった中で、それぞれの施設がそのまま閉じずに、オープンしております。

その中でどれが要らないということではなく、今後、社会体育でしたら、体育協会も出来ておりますが、まだそれぞれ支部がございまして、完全な一本化になっていないというのが現状ですので、そういった使う側、協会的なところからひとつにして、施設のほうを野球は野球専用といった形で種目別でも出来るかなと思っておりますが、総合支所がある以上は施設だけをすぐに統合できないということがあります。

ただ、体育館につきましては、老朽化している体育館もございまして、今後は大規模改修ではなく、違った面での利用の仕方を考えていくべきだと思っております。

それと、図書館ですが、4つあって、それぞれが別々になっていましたので、システムを統一しようということで、これについては近いところで借りて、近いところで返せるという利点がございまして、たまたま美山の人が園部へ来られたときに園部の図書館で借りても美山で返

せるということがございますので、そういった行動範囲の中で十分に活用していただけたらと思います。

公民館的な施設につきましては、それぞれの公民館が同じことをするのではなく、それぞれテーマを持ったような形で生涯講座などをする中にも、男性なり女性の中身を分けていくとか、いろいろな形で模索すれば、分散ではなく、1つの施設に集まってもらえるということも可能でございますので、社会教育課としては、今後そういう方向で事業計画をしていこうとは決めておりますが、近くにありながら、遠いところへ行かなければならないといった場合に、交通の便の問題もありますので、その辺も考慮しながら、緩やかな中で、事業計画としては考えております。

**委員：** 委員会の中での話しだと思うのですが、このような大きな話を社会教育課の中で、主体的に検討を進めてください、評価ですから評価表を使って考えてくださいというのは無理無茶な話だとは思いますが、何の問題提起もないままだと、このまま変わらないのではないかと思いますので、私としては今やっておられることに関しては細かなところでもう少し工夫が出来るところがあるのではないかと思います。

中長期的な展望でどうしていかれるのかを考える枠組みをつくったほうがよいのではないかと、市全体に向けてはそういう提言をしたいと思っておりますし、出来れば委員会としてもそういうことをいったほうがよいと思っております。

**委員：** 地域総合型スポーツクラブが2クラブあるということですが、これは将来的な方向付けも踏まえた中で、ヨーロッパであるようなクラブ組織でスポーツを市民がやっていくような方向まで考えておられるのか。そこまでは難しいのか。行政としてはどういうふうにご検討されているのか。

というのは、スポーツというのは押し付けられてするものではなくて、自分で体を動かしたいから、どこかに集まって何かしようというものです。

そのときにハードとして何かを、行政として援助できるものはあればいいかもしれないけれども、自主的に何をしたい、これをしたい、サッカーをしたい、野球をしたいというのが集まる。ヨーロッパのスポーツクラブはそういうもので、自ら作っておられる。

ここに書いてある総合スポーツクラブの現状は、当然そこまでいっていないと思うのだけれど、そういうふうにご検討しようというか、方向付けをどう考えておられるのかというのが1点と、図書館の貸出の回転率が悪いですね。これはどうしてなのでしょうかね。せっかく近くに施設があって、遠くで借りて、近くで返してもよいとされたのに、図書館の利用状況では蔵書が多くて、それはいいと思うのですが、それはなぜかなと思っております。

折角あるのであれば、借りておられないのはなぜかなと思っております。その辺の現状認識はどうなされていますか。

先ほどの、統合するとかしないとかとも関連しますが、近くにあっても使わないのであれば統合すればいいという議論になるのではないかなと思っております。その2点です。

**担当者：** まずスポーツの関係でございますが、総合型地域スポーツクラブというのは、文部科学省が平成7年度から15年度までの9年間で、こういった活動を進めていくということで、1つは子どもから高齢者まで多世代、そしてまた、様々なスポーツを愛好する人々ということで多目的、そして初心者からトップレベルまでということで多指向のような形で進めていくという形で、今八木と日吉で活動してもらっています。

これについては、市の体育振興も含めてですが、競技スポーツについては協会とか連盟とかの勝つスポーツ、専門的なところについては、そういったところで、また市民レベルでの体育については、体育推進委員さんという形で、各集落に推進委員さんをおきながら、地元でも運動会をするとかいろいろなかたちで体育・スポーツを地元を広めてもらうという形での取り組み

みも平行して、進めているといこととございますので、これについては両面で、健康増進も含めて、考えていかなければならないと思っています。

それと、図書館の充実の関係ですが、利用状況については、人口そのものが34,000から35,000弱になってきているということで、利用面では旧町のときからいろいろな提案もしながら進めているところですが、これがどんどん利用が増えるということではなしに、やはり稼働率を増やしていく、そして身近な図書館として、図書を借りてもらっただけではなく、幼児から図書に親しんでもらえる読み聞かせ等を図書館に取り入れて小さいうちから図書に親子が親しんでもらえるような取組みを進めているというところとございます。

大人が借りる利用率があがればそれでよいのではなく、子どもからそういう活動を進めている状況でございますが、利用率については分析しながら、考えていかなければならないと考えています。

**委員：**生涯学習の施策は、一体いつまで、どこをゴールにして行政がやり続けるのだろうと、常に思うわけですね。

さっきの人権の問題も一緒だと思うのですが。それから、それぞれの施設の運営自体も行政が何もかも、講座の面倒を見たりではなくて、自主的な活動を促し、自分たちであまりやらなかったら、そこからは撤退するというようなこともあってもよいのではないかと考えているのですけれども、その辺の展望としてどう見ているのかというのが1点。

それと、体育施設を指定管理にするときにとても難しいのが、どっちを向いて指定管理をしてもらいかだと思っただけですね。南丹だけの施設でないという位置づけもあると思うのですよ。日吉の運動広場とか言う南丹のためだけではない、要は広域的な利用が図られていかないとなかなか維持管理できないような大きな施設だと思うのですけれども、この辺を踏まえた指定管理をどのようにお考えになられているのかということですね。

例えば、外部のイベントに活用しようということが中心になると、プロレス呼んできたら興行収入が上がるのに、内部が中心になるからそういうことがなかなか打てないということ、民間の側だったら思うわけですよ。

もっとすごいイベントをやりたいと思っても住民優先で、何とか優先でとなると、そういうことが出来ない。それで結局、すばらしい施設も安い値段で使われる方たちのためだけになって、指定管理のほうはなかなか儲からないから、2期目からは撤退する。

今ミズノさんが入っておられるみたいですが、そういうこともあり得るという心配もしていますが、その辺の使い分けの仕方をもっと戦略的にしないと、もっと違う、生涯学習だけじゃなく、地域戦略の中で、これだけの体育施設をどう使うのかというところが見えてこないと思います。

私たちは外から来て使わせていただいていたほうだったので、そういうところをうまくされると、先ほどの意見みたいに統廃合という方向ばかりではなくて、もっと活用して地域振興みたいな話もあるのだけれども、今日企画推進課の方もおられるのは、そういう狙いもあるのかと思うのですが、その辺が見えてこないというのがあります。この2点が気になります。

**部局長：**まず生涯学習の関係で、例をとりますと、八木公民館ですと公民館のいろいろな形の運営を、いろいろなサークルが1つの団体を作られて、そこにお任せをするような形があります。

そして、園部の公民館はいろいろな講座を進めますが、卒業すると同時に自力で、その講座がサークル化していくという形で進めておまして、行政が何をするかというサークル化出来ない講座とかサークル化出来ない講座を考えながら取り組んでいるというのが実態でございます。園部でしたら、サークルがそのまま文化協会の会員になっておられて、かなり大きな団体が1つの文化協会になっています。

八木と園部のサークルの使い方は違いますが、やはり自主的なサークルで、南丹市内から集

まっているサークルが増えつつあります。

当初のサークルがどういう形であっても、例えば、八木公民館を中心にするとか、美山を中心にするとか、その中身によって振分けをしながら、施設の重複をしない形での使い勝手が出来るといって、すでにサークル化が進んでいますので、自主的な活動が生まれているということでございます。

それと体育施設のほうですが、八木のほうの施設はすべて八木の体育協会、NPOになっていますが、そこが指定管理をしています。

これは他所の話ですが、民間が指定管理に入りますとなかなか地元や行政が行事を組むときに体育館が取れません。

そういうことがあります、体育協会の関係ですので、一緒になって事業を進める立場におりますので、年間事業のすべてを長期的な中で組みながらの取組みと、体育協会ですので、自らの視点でいろいろな形の取組みを身近なところで意見を入れながら、それを独自でやっていることから、体育館等の空スペースをなくす中で、やってもらっています。

その果実というか、運営で出たものについては、地元の体育協会なりの実際に関わってもらっている団体へお返しするという形でうまく出来ていますので、それを南丹市全体に広めるべきだということで、他の、日吉と園部でどういった指定管理が出来るかということで検討しています。

ただ、指定管理となりますと公募という形になりますので、そういった中でどういう仕様書を書いて、市と一緒に進んでもらえる指定管理にしていくかということが今後の課題かなと思っています。

**委員：** 指定管理制度というのは、どういう制度で、指定管理制度をすることによって市としてどういうメリットがあるのでしょうか。

**事務局：** もともとは、公の施設は地方公共団体が管理をしなければならないということが自治法上決まっていた。

ただ、地方公共団体以外にも管理を委託することができるという除外規定もあるのですが、その除外の範囲も公共的な団体ということで、結局地方公共団体の息のかかったところでないと管理が出来ないということできていました。

しかし、平成16年に自治法が改正されて、公の施設についても民間の者も管理をすることが出来ると、公の施設にも民間のノウハウを取り入れて、効率的効果的な施設運営を促していこうという法律改正がありまして、それが実際に施行されたのが、18年9月からというように、今までの公の施設の縛りを緩和して、民間を含めて営利法人や任意の団体でも管理をすることが出来るようになったというのが指定管理者制度の導入のもともとの発端です。

そこで、市のほうとしても基本的には競争の原理を働かせて、今までの利用形態からオープンな形でやっていこうという形で現在も進めています、なかなか法律の改正と施設の利用実態とが合わないという部分もありますので、今なお直営にしている施設や従来から公的な団体に引き続き管理を指定しているというような事態が見られます。

基本的にはそういう形で公の施設を出来るだけいろいろな団体に管理を委ねていくというのが法律の趣旨であります。

**委員：** 指定管理することによって、市のほうでどういうメリットがありますか。

**事務局：** 直営でありますと、基本的にはそこに職員を張り付けなければならないとか、行政の職員がすべて司るということになりますので、多額の費用がかかります。

しかし、指定管理者にすると、民間を含めたいろいろな団体が管理をするということになると、経費の節減も図れるのではないかと、従来職員がすべてやっていたのが、民間のノウハウによって経費の節減が図れるのではないかと。

もう1点は、公の施設の利用形態も民間等の団体のノウハウによって、役所的な発想から幅広い活用形態、施設の活用形態が図っていけるということが、基本的なメリットという形で整理がされています。

**委員：** そうすると、指定管理になりますと今のようなメリットは市のほうにはあるのですが、体育施設とか、今日の資料から利用者数があがっているのもあれば下がっているのもたくさんあるが、下がっているところで指定管理を委託したとして、民間の方が入られて伸びてくることもあるでしょうけれども、料金とかは独自で設定できるものなのですか。

**事務局：** 基本的に料金を徴収するという事は、団体が行うことは出来るというようになっています。けれども、利用料の設定自体は条例で定めておりますので、条例が基準ということになりますので、指定管理者が自らの裁量で全部決めるということは出来ないことになっています。ただ、条例では上限を定めて、その範囲内で指定管理を受けた団体が利用料を設定したり、料金を徴収することは出来ます。

基本的には、あくまでも市の施設ですので、条例が基本になります。

**委員：** 条例がある以上は、それを越えた運営は出来ないということになるわけですね。先ほどの説明にあったように、指定管理にすると市のほうで使おうとしても使えない状況も出てくるということですが、それは制限をつけることも出来るのですか。市の行事が優先するというような契約になるのですか。

**部局長：** それについては、最初の仕様の中で記載しながら、普通でしたら3ヶ月前からでないで貸付できないところを、市の年間行事を早めに出して、市の事業については1年前倒しで日を押さえるとか、そういう仕様書によって、契約を結ぶ際に制約をつけるということも出来ます。

利用料は条例で上限が定まっていますので、それより安くするというのは可能です。

それとあわせて、休んでいる施設、空いている施設に、また違った、体育館でしたら、ご婦人層の体操とか、ヨガを入れるとか、教室的なものを指定管理者が入れることが出来ますけれども、市が体育館を直接貸し借りしているときには、借りられるところでしか、利用面がないので、行政では利用を促進するという形が出てこないわけです。

指定管理のほうはもっと利用させて、利用料を取って、有効に使おうというノウハウが出てくるので、利用人数の多少凸凹があるかもしれませんが、運営そのものは、八木の場合はうまく行っています。

**委員：** 今後、指定管理制度を拡大していこうというように書かれていますので、対前年比で減っておるようなところで、料金の上限設定があって、受けられるところはまだまだたくさんあるのですか。

**部局長：** その辺はまだ見えてこない部分はあります。

ただ、まったく営利を目的にするような施設ではございませんので、利用者数があって、意義が成り立つところですので、体育協会とかにおろしていくようなことも含んで考えています。市がすべき生涯スポーツを体育協会にしてもらえるとということも可能ですので。

**委員：** 例えば、雨漏りしたとかいうのは、指定管理を受けたほうの企業さんがされるのですか。それとも、市がされるのですか。

**部局長：** 簡易な修繕は指定管理者ですが、市の建物ですので、大きな改修等は市が行います。

**委員：** 利用者数が減少してきている要因は分析していますか。例えば、社会体育施設利用状況で、対前年で減っているところも多々見受けられますね。

**担当者：** 体育施設の利用状況の中で、減っている理由があるものもありまして、合併の際に学校施設の体育館の利用料を統一しました。

美山はタダでしたし、園部は海洋センターの使用料と一緒にした。

これの真ん中を取りまして、海洋センターの使用料の1/2となり、園部の場合ですと海洋

センターのほうが利用しやすかったのですけれども、利用料が安くなった関係で安い体育館のほうへ流れているという実態がございます。そういったことで一番上の海洋センター体育館としたら、18から19の比較ということではそういう理由があります。

その下の陸上競技場で、4181から12044となっている関係につきましては、陸上競技場は園部の中学校のグラウンドがございませんので、体育の授業等で陸上競技場を使っていますが、その中学校の利用が18年度には約5000人カウントされていませんので、差が出ております。

**委員**： 今度は、図書館の関係ですが、園部の中央図書館はどこにあるのですか。駅の近くですか。

**部局長**： 国際交流会館の道側の1階でございます。その2階が博物館になっています。

**委員**： なかなか美山で借りた人が園部に来て返されるというのは、難しいかなと思うのですが、場所の問題と、日吉もそうなのですけれど、小中学校と一駅はなれているということで、利用が難しいのかなと思います。

それは、今あるものですから仕方のないことですが、例えば、ネットワークがつながっていてこの図書館にはこういう本が入りましたというような広報活動みたいなことはされていますか。

**部局長**： 南丹市には有線TVがございますので、その中で図書館便りという形で放送したり、お知らせ版を出したりしています。行事そのものもお知らせしています。

**委員長**： 行政の中で、スポーツ振興と健康管理について、具体的に予算措置も含めて、取り組んでいる市町村が多いと思いますが、具体的に健康保険料の節減額とスポーツ振興に使った金との関係は考えていますか。

お金を出してでも、市民にスポーツをどんどんやってください、お金も使ってくださいと、その代わりこっちが減ったという取組みをしている市町村が結構ありますが、その効果があるということですね。

**部局長**： 歩こう会とかを行い、体を元気にして、医療費を少なくしようということで、健康課のほうで取り組んでいます。

社会体育のほうは、どうしても健康面ではなく、スポーツというのが表に出てきてしまいますので、ニュースポーツをしながらでも、なかなか集まりがしにくいところがあります。

しかし、ジョギングや歩くという場所を設定しながら、例えば、京都のどこそこへ行って歩こう会をするという形になったら、かなり参加者も多いようですので、それについては平行して、市長部局と教育委員会部局とで生涯スポーツ、体力増進の関係については、今後協力的な形で進めたいと思っています。

**委員**： 市内にスポーツクラブとか英会話学校とかの民間のものはありますか。

**部局長**： 亀岡にはありますが、南丹市にはありません。

**委員**： 逆に言うと、これだけあると民間が出てきようもないという気がするのですね。

言いたいのは、教育委員会の社会教育ですから、他の委員さんからもありましたけれども、今行政がやることの中で、明らかに民間とかぶってきている部分ですね、スポーツだとか、英会話教えるとか、PC教えるとかというのは。

何故行政がやるのか、どの部分をやるのかというしっかりした考えを求められるところです。その点はいかがですか。

何となく行政で、スポーツ施設があって、指定管理などで運営費を削減しつつも、施設がある以上なるべくたくさんの人に利用してほしいというのがあって、他所の市にいても全部されているのですけれども、そもそも何故行政がテニスコートやって、プールやって、英会話教えて、「何故ですか」といえば、「いや、それは・・・」という話になりがちなのですが、そのところですね。

例えば、生涯学習でも、私が大学の人間だから言うところもあるのですが、大学でも最近地域貢献ということで、是非来てくださいとあって、講座を打っているわけですが、考えようによっては、学びたい方が電車とかで行っていただいてもいいというような気がするのですね。これを見ていると、基本的に市内で、市が全部お世話しますというような形になっているように見えるわけです。

それはいい部分もあるでしょうけれど、無駄といえば無駄、あるいはお金がない場合には考え直さなければならないということも出てくるのではないかと思います。

**委員長：** まだまだご意見等あるかとは思いますが、時間ばかり言って申し訳ないのですが、4時を少しまわっておりますので、このあたりで評価作業に入らせてもらいたいと思います。

それでは、まだご意見があるかと思っておりますけれども、本日2番目の施策の評価作業に入りたいと思います。委員さんの評価をよろしくお願いします。

**委員：** 「可」ということにしたいと思います。

これについても、去年やられたことについては、いろいろ工夫もされて、できる範囲でということであれば「可」、場合によっては「良」でもいいと思うのですが、36,000くらいの人口規模があって、この施設が多すぎると思います。

合併の経緯上ゆるやかにということとされてきたと思うのですが、それでも4年とか、これから何年か経っていく中で、そろそろ何か展望を示して、さっき申しましたように行政はどういう役割を民間との中で考えられて、当然広域ですから何でも1つずつというわけにはいかないと思うのですが、どれくらいの施設を持つとよいのか、ニーズと将来持っておきたいキャパとかを考えて整理していく体制を真剣に考え出すべきなのではないかと思います。

正直、ここに一番大きな施設もあるわけですし、お金もたくさん使っているのですが、それぞれの公民館等の利用率からキャパが過大なのではないかと思いますので、そうした点をどういう体制がよいのか分かりませんが、作ってしっかり検討すべきかと思っております。

**委員：** いつも評価をする際に悩んでしまうのですが、旧4町のものを市になって、地域住民の方は体育館ひとつにしても、今まで町として単独であったのが、市になってなくなる、潰してしまうというのは、市の管理職の方々としては考えられないことだろうと思うのですね。今の段階では。

そうしたときに、旧のものを残しながら如何に効率よくするかというところで、お考えいただいているとなると、「良」という形で考えたいと思います。

文化祭も合同で開会式をした、図書も別々のシステムで管理していたものを統一して住民の方が利用しやすいようにしたというように、それぞれひとつずつあがってこられていると思います。

公共施設の指定管理制度にということは、あまり安易なところでいってしまったときに、こういう不景気の状況の中でどこまでどうやってもらえるのかということと同時に、民間が出来て何故市が出来ないのかということが、民間の立場だからいえるのかも分からないのですが、民間の知恵を出させながら、ここは地域にあったこういう活動をしましょうというような形を考えるのも一つかなという思いがあって、「優」ではなく、「良」という形にさせていただきたいと思っております。

**委員：** 書き方にしたら、さっきのよりもたくさん書いてあって、ちゃんと捉えておられるので、「良」にしたいと思いますのですが、将来戦略をどうするのかということが見えませんね。

さっきもスポーツ振興計画もまだ作ってないと言われていましたけれども、この辺とっても作りにくいところにあると思います。

総合地域型スポーツクラブも、これはやれとはいわないけれど、やったらと言ってきている施策ですから、それはそれなりに意義があるからこういうプログラムも入れていきたいと思います。

ということになっていると思うのですが、行政の熱と住民の熱の乖離が割りとあるのかなという感じがしないでもないと思うのです。

そういう意味では施設を十分活用していくという点を住民と共有して、例えば老朽化して改築するというときに、もういいだろう、そこにお金をかけなくてもいいだろうという判断をしてもらうのか、いやいやお金をかけようというふうにしていくのかということの、腹積もりみたいなことが弱いのかなと感じます。そのときはしっかり考えるということもあるのかも知れないですが。

これだけの施設をこれだけの規模で維持するのはたいへんだから、できるだけ自主活動をふやして、やろうと思えばいろいろな施設があって、そこと相乗りが出来るから、あるいは本当に残したいのなら、先ほど委員長が言われたみたいに医療とか福祉の関係とタイアップしてやっていくとかということの取り込みが弱いというふうに見えますので、そこを早く長期計画を作っていただいて、問題提起をもっと住民自体にして、どうするかということをお願いしたいかなと思います。

これらが次の評価シートには絶対に織り込まれているということを期待して、「良」でいかがかと思えます。

**委員：** 事業評価表とか事業活動記録を見ていると、先ほどの事業に比べるとはるかに分かりやすいという面では評価したいと思います。

ただ、先ほどの事業と一緒に、皆さん言われているように、旧4町をそのまま引継いでいるだけということと、生涯学習といいながら、どうもスポーツに偏っている、しかもスポーツの施設管理に偏っているという部分をどう考えるか。

施設があって、使えるのはよいでしょうという部分があるが、本当にスポーツしたい人はいるの？いなければ市がやらなくてよいでしょ。やるとすれば運動することで国保料を減らすとか、そういうメリットがなければ、極端にいうと、行政からスポーツをやれといわれてやるものではないと思う。

本当にニーズがあるのかなという部分が、捉えきれていない。ニーズがあって、使いたい人というのは一部の人だけではないかという部分もある。今まで使っていた人は使いたいが、それを使って、何かしようという人はどれくらいいるかということです。

今回の施策は、行政がこうせい、あせいという領域ではないので、本当に市民のニーズとして要るのかということがあるのですね。

ただ、評価表とか活動記録がわりとすっきりしているのと、地域スポーツクラブというのは理念としてはすごくいい理念だと思います。

あと、やはり施設ですね。例えば、地元で施設を運営していくのであれば、今の段階で渡してしまって、維持管理に出て行くだけというような形を、この財政規模では、今早い時期から作らないといけないと思います。だとすると、もうちょっと見極めを期待して、さっきと比較して「良」でいいのかなという気はします。

**委員長：** それでは、それぞれ委員の方の評価が出揃いましたので、「良」の方が3人、「可」の評価が1人でございますので、委員会としましては、この「生涯にわたって学び、活かす機会をつくる」という施策につきましては、「良」の評価としたいと思います。

それでは、また部局が変わりますが、交代を待って、休憩なしになりますので、よろしくお願ひします。

### ③施策評価「第4章6 行財政改革を推進する」

**委員長：** それでは、引き続き会議を行います。本日の最後の施策は第4章第6節「行財政改革を推進する」というテーマです。まず担当部局のほうから説明をお願いします。

事務局： 出席者で代わっている職員もおりますので、再度自己紹介をさせていただきます。

【事業担当職員自己紹介】

委員長： それでは、概要説明をお願いします。

部局長： 【 施策の概要（現状報告等を含む）について説明 】

委員長： それでは、ただ今の説明に基づきまして、質問なり、ご意見をよろしくをお願いします。

委員： このコストのところですが、22年度の計画のところでは3千万減らすということになっているのですが、これは一体どういうことでしょうか。

それと、最初のとくに伺った財政的な問題が何か変わったのか、変わっていないのか、今はどんな傾向なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

部局長： あの方を先にお答えします。

財政の展望、見通しというような中で、決して財政状況の見通しは好転するというような気配はございません。

そうした中で、20年度予算から予算の枠配分方式というものを導入させていただきました。

各部局に前年の予算を基本ベースにして、20年の予算を配分していくなかで、施策的に重点施策といったものについては、若干別扱いにしますけれども、基本的には各部局に枠配分を行うことによって、予算の効率的な運営と、それぞれの部局による責任を持った予算編成を重点的に取り組むということ、行財政改革の中で予算面では、何とか前年より予算ベースを減額していくということもしてきました。

委員長： 今のことで、具体的に金額はどれくらいになりますか。

部局長： 19年度予算が約234億でしたものを20年度当初予算で218億まで落としまして、今年度は210億から出発しております。予算総額につきましては、減額で進んでいます。

事務局： 1つは事業評価表のほうで、一番大きな電子自治体推進事業の22年度の分が空欄になってしまっておりますが、機械の維持管理というようなものが中心ですので、そんなに下がるものではありません。

これが抜けてしまっていることと、あと少し集計のどこかで見られていなかった間違いがあるようでございます。

3千万ほど下がるというような形になってはいますが、実際に積み上げていきますと下がるはずのないものが多くありますので、施策評価表の22年度集計で誤りがあるようでございます。

実際にはほぼ横ばいになると思います。申し訳ございません。

委員： この施策で一番大きいのが、電子自治体推進事業で、その中で一番大きいのが京都府情報化推進協議会負担金というのがあるのですが、これは何ですか。

担当者： 南丹市の場合は、京都府の情報化推進協議会に加入しておりまして、住基のシステムをはじめとしまして基幹情報システムにつきましては、京都府の協議会にすべて入っておりまして、この協議会のほうで庁舎内の情報化、電子自治体の情報化の取組みを管理していただいています。

システムについてもこちらのほうのシステムを使わせていただいているということで負担金を支出しています。

委員： 予算と関係するのですけれども、施策評価表の事業欄に職員厚生費が載っているのですが、他の施策評価では厚生費は入っていないのではないかと思います。事業ではないですね。

担当者： 職員厚生費につきましては、委員がいわれましたとおり、労安法に基づく検診等のいわゆる義務的な経費と認識をしております。

委員： 他の施策評価表では、厚生費は事業欄には載っていないのですけれど。

委員： これは、定期健康診断をやるという事業のようですね。

委員： 職員の厚生費ですか。

部局長： そうです。厚生費といいましても、いわゆる健康診断だけの費用です。

委員： 義務的経費ですね。健康診断とか、やらなければいけないものの経費で、それをここに載せて行財政改革の中でどう見るかということで載せてあるということではないでしょうか。

部局長： もっと他の厚生費も以前はありましたが、今ここでは職員健康診断だけでございます。

委員： それは、見直される対象の事業になっているのですか。

部局長： 法律に基づく検診は、最低限必要ですので、極端に減らしていくということにはなりません。

委員： だから、あえて言えば、きちんとやっておられて皆さん受けておられるか、法律どおりやっておられるかということと、1人当たりの費用が他に比べて過大であるとかいうことがあるかもしれないということでしょうね。

委員： あるいは委託先を変えることによって、安くなるのではないかとか、そういう意味での検討対象でしょうね。

部局長： 職員の関係は、ここで一括しての費用ですので、他のところにはあがっていません。

部局長： 以前でしたら、厚生費ということでレクリエーションなどの経費も、どこでもありましたが、そういうことは最近、受け入れられなくなりましたので、こういう義務的な経費のみになっています。

あと、市町村で組織している職員厚生会の負担金は別にありますが、それ以外はこの健康診断の経費のみです。

委員： ここには、予算がついているものだけがあがってきていますが、私が一番知りたいのは、職員の適正配置とかがうまくいっているのかということだったのですけれども、そこがシートの中に表れないと気にしていました。

そのところが1点と、それから住民自治と団体自治の役割分担をどう考えていくかというようなこととか、実際にはボランティアというか無償であれこれできる世代というのは限定されていて、無償では働いてくれない人がいっぱい出ているのではないかと。それに経済も悪いので、何とか少しでも集まった税金が雇用を発生できるようになったら、そのほうがいいのではないかと、個人的には思っています。

そういう意味ではここに書いてある民間委託の、委託の主体が南丹市内の団体等になったほうが、お金が内部で循環しますので、みんなは活性化している、自分のところにもお金が回ってきているという気になるのではないかと思っています。

その辺の見通しもこの中にはあがってきていないと思いますが、そのあたりはここで語られるのではなく、違うところで語られる予定があるのですか。

事務局： 市民協働といわれている部分にきましては、4章3節の「多様な担い手のパートナーシップを育てる」で、協働と市民参画の仕組みづくりとか、政策形成や計画段階での協働、実施段階での協働というようなことを触れておりますので、この分については、また別途評価をお世話になりたいと思っています。

委員： 職員の定員の配置と管理についてはどうですか。

部局長： 1つのバロメーターとしては、例えば超過勤務の実績状況が、見ていただけるデータとしてはあると思います。

なかなか超過勤務の時間数だけでは、判断できないかも分からないですけども、1つの課に超過勤務手当が多いということは、一般的にいえばそこに仕事が集まっているということが言えるかも分からないので、そういうデータは見ていただける資料としては可能かなと思います。

それ以外に適正な配置がどうかというあたりについては、特別には今のところはやっていない状況です。

担当者： 1つには、ここに書いていますように適正な職員定員の管理ということで、定員適正化計画

をまとめまして、進めているところでございます。

平成19年度に465人の職員であったわけですが、ここ2年間で26人減らして、439人になっています。

平成24年までの5年間で38人を減らそうという計画でございまして、削減は進んでいると認識しておりますが、一方、先ほどのご意見もお伺いしていましたが、いわゆる施設が一切削減されていない中で、人だけ減らすことは、実際はこれ以上追いつかない現状でございまして。

いわゆる類似団体といたしまして、全国の人口なり、構成が似ている市があるのですが、そこと比較しましても、まだ100人多い状況です。

439人から、まだ100人減らさないと、同じ規模の団体の職員数にならないということでございますので、やはり合併団体については、非常にイレギュラーな形で職員の定数管理を進めなければならないというふうに感じております。

今、100人何が多いのかということになりますと、例えば、保育所の職員だけでも20人多い、保健師で10人多くて、総務部門で20人多い、あと農林、土木、都市計画、全部多いのですけれども、すべての部署で職員が比較すると多いということになっています。

やはり、総合支所を置いていたり、保育所の数、小学校の数が一向に減っていないということになりますと、一概に職員を減らすのは不可能というように感じております。

このため、一定退職は進めていますが、採用を抑えている関係でなかなか新陳代謝が進まないという面もございまして、このあとに職員の研修費なんかもありますが、なかなか新しい職員風土といたしまして、南丹市の職員風土を作るといのが、難しいと感じております。

職員配置につきましては、常に適正配置には努めておりますが、総数削減というふうには一気にはいかないということでございます。

**委員：**今、職員研修の話が出たわけですが、自治大学校への派遣研修というのが、目立って大きな額ですが、1人当たりの研修費として47万と大きいわけですが、これは何か経緯があって、自治大学校へ行かせておかなければならないということがあるのですか。

**担当者：**今は総合政策室ができておりますけれども、職員全般の政策形成能力なり、行政管理能力をいっぺんにあげるといのは難しいですが、総務省がやっています自治大学校につきましては、3ヶ月間、立川の自治大学校に入校しまして、基本的に憲法からもう1度、大学生のように勉強しなおして、3ヵ月後に帰ってくるというような研修でございまして。

**委員：**今のは、よくわかっているのですが、はっきりいえば、47万も出してこんな遠くまで行かすくらいなら、市内の大学に行けばよいという話もあって、それに見合っただけの効果が上がっているのでしょうか。

あるいはこれだけ政策系の学部、大学院なんか全国で80何ヶ所もある中で、自治大学校自体要らないのではないかという疑問もないことはない。

大学院との比較というのはさておいても、1人の方に、2月丸々離れて集中的に行って、他の自治体の方なんかと交流を作られるという意義も大いにあるとは聞いていますし、プログラム自体もいい先生を集めて充実しているということですが、1人の方に集中投資して、十分効果が上がっているという説明が要るのかなと思います。

**担当者：**今年の3月に帰ってきました、成果はというふうにはいいまして、すぐに出るとは思っていませんが、特に30代の女性職員を行かしたこともありまして、これからの幹部候補といえおかしいのですが、次の時代を引っ張っていつもらえる職員の育成を市長がもともと提案されまして、30代の女性ということで、今年度もそういう形で検討を進めているところでございます。

**委員：**例えば、龍谷大学であれば、成績がよければタダで大学に入れたりするようなコースもあり

ますので、自治体ですので、自治大学校というのもひとつの選択であることは認めますが、いろいろな検討をしていただきたいと思います。

**委員：** 総合政策室の方は、行財政改革を推進しなければいけないということで、行政評価推進委員会ということで、携わっておられるので、意識としてはかなり変わってきておられると思います。

それが、市職員全体にどのように伝わっているのか、それらを解決するために何をするのかのところでも市民に市の現状を理解してもらう以前に市の職員の人、他の部局の人にどのように伝わっているのかというのを、疑問に思っているのです。日頃、お付き合いさせていただいている方々は分かっておられるのだけれども。

職員研修とかもされていると思うのですが、どうなっているのかということをお教えいただきたいと思います。

**部局長：** 行政評価自体も、それぞれ先生方にお世話になりまして、昨年からは出発させていただいたところですが、昨年も後半からということで、事務局自身も当時は模索状態であったので、そういう点では、昨年は質問されても、また内容と資料とが合わないなど、いろいろ細かい部分もご指摘もいただきました。

一定我々も今年度については、少し中身も変えていこうということで、昨年の事業評価から施策の評価という形で、変更もさせていただき中で、取り組ませていただきました。

そういう点で、昨年は抽出式で事業をやりました関係で、まったく関わらない部署、課、職員がおりましたけれども、今年度につきましては、すべての所属長の事業評価もやり、また事業の貢献度等の関係もさせていただいたということで、一人ひとりということはいきれないかも分かりませんが、すべての職員が行政評価の取り組みに対して、何らかの関わりは持っていたということでありまして、そういう点では、当初よりはかなり関心というか、意識は高まっていると思います。

それと平行して、役職別の研修なんかも冬の間にもさせていただきましたので、去年の後半からスタートですが、一定それぞれの職員の中に位置付けはさせていただいているかなと思っています。これは、私の感想ですけれども。

**委員：** そういうことを書いてもらったらよいと思います。

この事業評価は、自分がやっていることの評価みたいで、変な感じなのですが、せっかくやったのだからどんな効果が出てきたのかということを書いていただいたらよい。数値化できないとは思いますが。

**委員長：** 人事評価システムとは関連していますか。

**担当者：** まだ、人事評価システムは導入しておりません。

**委員長：** 職員の意識となると、どうしてもそこ絡んでこない。

**担当者：** 職員の意識改革という話が出ていまして、私も前に財政の関係をやらせてもらってまして、平成20年度の予算が一般財源の枠配分という形で、各部署に一般財源を枠配分して、それで予算化をしてもらうという形で、従来ですと前年度これだけ組んでいたの、という形で多め多めの要求だったのですけれども、自分たちで考えて自分たちで予算を組んでもらうという形で、取組みを変更しました。

そのときには、やはり戸惑いもあったし、反発もあったのですけれども、自分達で自分達がやろうとする事業が組めるということで、その部分ではかなり意識改革、予算的な面ですが、お金がないので自分達で工夫しなければならないというような、意識改革は、以前とは進んだというふうに思っています。

ただ、どうしても厳しい状況ですし、なかなか選択ということに、職員がなれていない、まさにこの行政評価は選択をする手段としては、切っても切れない部分だと思いますので、そう

した意味で職員も一定の理解のもとに、職員の意識も変わってきているというようには認識をしております。

**委員：** 以前、この委員会で、市の財政は、予算を組めば、年度末までに全部使い切らなければいけないというような話を聞きましたが、きっちり予算組みされているから、それを使い切るというのが、本来の姿なのでしょうけれども、1年間の間にいろいろな波が多分あるのだと思うのですが、例えば、無駄だったということがあったときに、それを必要なところに廻すというシステムはあるのですか。

**担当者：** 国とか府から補助金でいただくようなものについては、他の事業にもっていくというのは出来ない状況です。

ただ、市単独でやっているような部分につきましては、流用をしたりとか、期間があれば予算の組み換えというような形は可能にはなるとは思いますけれども、大部分が国の補助なり、府の補助、そして起債といたしまして借入金を借りて事業をしますのです、こういう事業をしますのですお金を貸してくださいとか、補助金をいただきたいという形になっていますので、そういった意味では他所に流用というか振り分けるといえるのは、難しい面があります。

それと、もう1点、使いきりというお話が出ましたけれども、交付決定をいただきますと、例えば、1,000万の交付決定をいただきますと、それを実際には900万しかいらなくても、100万返しますということになると、上部機関との話があったりしますので、どうしても使い切らざるを得ないというような状況もあると思います。

時期が早ければそれが返せて、他の市町村にまわせるというようなこともあると思いますけれども。そういった状況ですので、制約がある場合もあります。

**委員：** 自主財源が少ないところでは、団体自治の部分ではすごく縛りがかかってくるということですね。

**委員：** もう一ひねりできないのかと思ったりもしますけどね。

もう1つ、先ほど職員の研修とか、この動きを認識いただいているということですが、こういう資料を作るのに、余分な仕事が増えたというような声はないのですか。雰囲気的に。

**部局長：** 私のほうへは、直接は入っていないですが、噂的には確かに、これだけの様式にきちっと納めていこうとすると当然事務量は昨年よりは、まして活動記録というようなものも新たに我々がすべての課に指示をしているということでは、当然事務的には、昨年に比べたら増えているという点では、恐らく感想としてはでていると思います。

**担当者：** その分で、時間外勤務手当は確実に増えております。

**委員：** これをすることによって、これだけの成果が上がったというものが出てくると、よかったということになるのだと思うのですが、その成果が1年先なのか、2年先なのか分からないのですが、基本的にさせていただいたものが、今、しているのは去年の実績ですから、例えば次の年に去年したものが、こういうふうな形で活かされたということになると、職員の意識もあがってくると思うのですけれど。今が一番しんどいときなのではないでしょうか。感想を申し上げました。

**委員長：** 40分近く話はしましたが、評価作業に入りたいと思いますが、何かこれはというご質問がございましたら、承りたいと思いますけど、ご意見等ございませんか。

それでは、時間も参りましたので、評価作業に入りたいと思います。本日3番目の施策の「行財政改革を推進する」という施策の評価を行いたいと思います。

**委員：** また、「可」でお願いします。

何故そうなるのかというと、あまり担当者自身の責任ということではないのですが、一番形式的な理由としては、今やった施策が行財政改革の推進ですが、正直事業が行財政改革の推進と関係ないといえば関係ないという気がします。

整理の仕方として、必ずしも行財政改革と直結していないのかなというのが、職員の研修というのも回りまわって職員のレベルが上がって、運営能力が上がるというのはよくわかるのですが、行財政改革の推進のかなという疑問があります。

最後にいろいろなものをまとめて計画書に入れているというのはよくわかるのですが、施策と事業の結びつきが弱いかなと思います。

そのなかでも中心的な事業というのは、当然行政評価になるわけですが、まずこれについて問題があるから、これだけカットしたということですが、総合政策室はじめ、書類作りに努力されて、また職員の皆さんが熱心に書いていただいて、昨年よりすごく良くなっていると思いますし、他の自治体に比べても、結構特色があつていいといえる点も多いと思います。

例えば、今日の資料でも、ビジュアルにマッピングされて分かるようなものがでてきているというのは、他所にはないことですし、事業記録がここまで仔細に書いてあることも全然ないことですし、これがあるから、自治大学校より龍谷や府大のほうがよいのではないですかとか、行政評価やるなら星野さんより誰々がいいとか、具体的に成果を推定した上で、意見を言えるようになっていきますので、たいへんよいのではないかと思います。

ただ、出来たら、期待としては、施策の評価をするときに説明をされる方が、こういう理由で、今この施策はたいへん重要で、そのうえで構成する事業がそれぞれこういう理由が必要不可欠であつて、かつ内容的に必要なようによく考えられて、これしかないという形でやりましたと、もう少し明確に言ってもらいたい。

「こんな施策があつてやっています。そのなかにはこんな事業があります。さあ、どうですか。」と言われたら、「ああです。こうです。」となりますが、この制度のあり方として、この施策が他の施策の中においても、今南丹のこういう状況において、こんなに大事なのだと、それを実現するためにこういう事業が必要不可欠だったのだということを言っていて、次の年度はこうするつもりですということをもう少し言っただけなら、良いと思うし、それが意識改革され、行動も変わったという結果だと思います。

次はそういうところにも期待をしたいということで、形は整ってきたということで、合格ラインは超えたという「可」でよいのではないのでしょうか。あとは、この仕組み上の問題ですが、予算外の改革努力というのは当然あるはずで、それがこの表には出てこないことと、その部分がちょっと心配なので「可」にしたということです。

正直、このお話を依頼されたときに最初に伺った危機的状況からすると、このペースでこんなことをしていて、大丈夫かなという不安がないことはないです。

どんな施策のもと、どんな事業をどんなつもりでやっていて、どんな実態だということは資料があるわけですから、これを使って、どんな手を打つということをそろそろ考えないと、いけないと思って厳しく「可」です。

**委員：** 先の委員のスタンスからいくと、同じ評価になると思うのですが、アンケートもとられたり、行政価格の進捗状況ということで、こういうデータを集められたり、こういうものがあるからこそ、次にいけると思っています。

そのようなところからいいますと「可」の上の「良」という評価にさせていただいたらと思います。

**委員：** 私も評価としては「良」とさせていただきたいと思います。

かなり頑張って、行政評価システムを導入し、シートをここまで作ってこられたことを先導されてきたというところで「良」の評価としたいのですが、評価シートの書き方自体はまだ問題がありますのと、事業とか数値で表現できるものということにこだわりすぎたのかということで、住民が本当に知りたいことは何なのか、という情報を上手に出すというところは、アピールの仕方を先導して上手にさせていただかないと、聞いたらいっぱい出てくるのに、予算の事

業にはなっていないけれど、職員が一生懸命頑張っているというところを引き出していかないと、住民開示にはつながっていかないだろうという部分を、もう少し頑張っていたら良かったと思います。

**委員：** 私も「良」でよいと思います。

最初の委員が言われるのは非常によくわかります。こんなスピードでやっていてどうするのか、ということもよくわかります。

ただ、去年の後半からやって、ここまで良くやってこられたなと将来の期待をこめて。

「可」にしてしまうと、後に残って、こんな事業止めてしまえということになると、やめても良いのだけれど、手法としてこういう行政評価をしたうえで、行財政改革をやらなければいけないと、そのためのデータ、施策評価表とか、事業評価表、事業活動記録でプレゼンするのだと。

プレゼンする意識が今まで職員にはなかったと思う。それが少しずつでもでてきたというのと、企業の内部統制であるとか、レジメンテーションと似たところがあって、書いてみることによって、どれだけ意識が変わるのかというようなことを書いてほしかった。

定量化できないことを表すのは非常に難しいことはあるのですが、市民に対して、だいぶ変わりましたということをアピールして行財政改革を進めなければいけない。

それと、ニーズがどこにあるのかということの判断材料を出していくとか、いろいろな面の期待をこめて、「良」としたいと思います。

**委員長：** 「行財政改革を推進する」という施策の各委員の評価は「良」が3人、「可」が1人ということでございますので、当委員会の評価としましては、「良」としたいと思います。

それでは、これで本日の評価作業は終わりたいと思います。

#### 4. その他

**委員長：** 事務局のほうから、何かありましたらお願いします。

**事務局：** 前回は次回、第5回の日程調整のほうをお願いしまして、10月9日、金曜日ですが、午後2時から防災会議室、ということでお世話になりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

**委員長：** それでは、これで本日の委員会は終わりたいと思います。どうもご苦勞様でございました。

以 上